

正会員各位

(一社) 全国LPガス協会

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正する規程(案)に対する意見公募について (お知らせ)

標記につきまして、経済産業省のホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同ホームページの意見提出フォームによりご提出(令和6年4月15日締切)をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

また、当協会からは国の審議会の対応を踏まえ、以下の意見を提出する予定です。

なお、詳細については下記URLよりご確認くださいませようお願いいたします。

○経済産業省ホームページ掲載アドレス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595124030&Mode=0>



○改正概要

緊急時を行う保安機関については、現地の道路事情等を勘案されるものの、原則として30分以内に到着することとなっておりますが、離島・山間部等において、地域の事情により「原則として30分以内に到着」することが困難な場合には、以下の事例を参考に設備の設置等を行い緊急時対応の要件を満たすと判断して差し支えないと案が示されました。

- ① 販売所がない離島における一般消費者等を対象に、供給先の全戸に対して集中監視システムを導入する。
- ② 公安委員会が発行した「緊急自動車指定届出確認書」の写しを提出した申請者に対して、事業所を起点にして最長走行距離40kmとする。
- ③ 一般消費者等に対し、マイコンメーター、ヒューズガス栓及びガス漏れ警報器を設け、定期供給設備点検・定期消費設備調査をおおむね2年に1回以上とする。

○全L協提出意見概要

改正案については令和5年3月15日に開催された「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会（第17回）（以下、液化石油ガス小委員会）」において審議がなされ、改正案が示されたものと考えております。当時の議事録において、フォローアップ等の在り方、やり方につきまして、これから関係団体等と相談していきたいとの発言が経済産業省からありましたが、その後、関係団体等の調整がないままパブリックコメントの手続きが開始されており、液化石油ガス小委員会での経済産業省との回答とは齟齬があると思っております。

この点についての見解及び今後のフォローアップ等の進め方を示して頂きたいと思っております。

改正案2.（4）④について以下のとおり修正願いたく意見いたします。

『また、離島・山間部等において地域の事情により「原則として30分以内に到着」することが困難な場合には、以下のいずれかの事例を参考に設備の設置等を行い緊急時対応の要件を満たすと判断して差し支えないが、地域の事情に応じて判断されるものである。』

ただし、全ての地域において、以下のいずれかの事例を満たすことで緊急時対応の要件を満たすと一律に判断されるわけではないことに留意する。』

なお、今回の改正案は、更なる規制となり、保安に係る費用が膨らむことによりLPガス消費者への負担分の理解が得難いことから、行政より該当する地域のLPガス消費者に対し、改正にあたっては、『LPガスの使用料の負担増となる場合がある』旨を事前にご周知いただくようお願いいたします。

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ：瀬谷、橋本